



Pachinko Chain Store Association

第29回PCSA公開経営勉強会

第二部

《PCSAパネルディスカッション Part1》

『パチンコ産業の現状・課題・将来』

－日本経済を活性化する産業・大衆娯楽への大転換－

発 言 録

コーディネーター：	森 治彦 氏	PCSA法律問題研究会リーダー 株式会社ダイナム 取締役 兼 法務部部长
パネラー：	古賀 一成 先生	PCSA政治分野アドバイザー 民主党衆議院議員
	秋元 司 先生	PCSA政治分野アドバイザー 自民党参議院議員
	三堀 清 先生	PCSA法律分野アドバイザー 三堀法律事務所 弁護士
	和田 裕 先生	株式会社日本イノベーション 代表取締役社長
	牛島 憲明 氏	PCSA経営アドバイザー 牛島憲明事務所 代表

第29回PCSA公開経営勉強会 第2部 発言録

開催日：平成21年5月28日（木）

時間：午後3時～午後4時20分

会場：笹川記念会館 国際会議場

テーマ：「パチンコ産業の現状・課題・将来」

－日本経済を活性化する産業・大衆娯楽への大転換－



< 登壇者プロフィール >

コーディネーター： 森 治彦 氏 株式会社ダイナム 取締役兼法務部部長

パネラー： 古賀 一成 先生 昭和22年7月生
衆議院議員 民主党 6回生 福岡県6区
国土交通委員会委員・両院議員総会会長
新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチーム座長
民主党国際局副局長（モンゴル担当）・PCSA政治分野アドバイザー

秋元 司 先生 昭和46年10月生
参議院議員 自由民主党 1回生 全国比例区
防衛大臣政務官(安倍内閣・福田内閣)・議院運営委員会理事・国会対策副委員長
党経済産業部会副部長・党青年局長代理・学校法人大東文化学園評議員理事
学校法人社会福祉大学客員教授・PCSA政治分野アドバイザー

三堀 清 先生 昭和32年11月生 弁護士（三堀法律事務所）
昭和56年3月 早稲田大学法学部卒業
昭和60年 司法試験合格 昭和63年司法修習終了（40期） 弁護士登録
《パチンコ産業全般、関係法令に詳しく、業界各社の顧問弁護士として活躍》
PCSA法律分野アドバイザー・PTB有識者懇談会委員

和田 裕 先生 昭和7年2月生 株式会社日本イノベーション代表取締役社長
昭和28年3月東京大学法学部卒業・4月通商産業省入省
昭和37年大阪万博発案、上申・昭和51年防衛庁官房審議官・昭和54年7月
特許庁総務部長・昭和55年6月防衛庁装備局長・昭和57年6月海外経済協力基
金理事・昭和59年6月シャープ株式会社入社 平成4年10月 同社代表取締役
副社長(海外統括)・平成9年9月同社退社・同年10月財団法人日本特許情報機構
理事長・平成13年4月株式会社パトリス設立代表取締役社長(創業者)
平成18年7月株式会社日本イノベーション設立 代表取締役社長
PTB有識者懇談会委員

牛島 憲明 氏 昭和25年5月生 牛島憲明事務所 代表
昭和48年3月中央大学経済学部経済学科卒業・4月東京証券取引所入所
昭和63年8月株式会社株価指数先物業務室課長・平成11年6月調査部調査企画室室
長・平成14年6月上場審査部長・平成15年6月 派生商品部長・平成16年6月
株式会社ジャスダック取締役兼執行役員・平成18年7月ジャスダック・システムソ
リューション顧問・平成19年1月牛島憲明事務所設立
PCSA経営アドバイザー・PCSA経営相談室長・PTB有識者懇談会委員

< 発言録 >

森：それでは第二部パネルディスカッションを始めさせていただきます。PCSAでは昨年の11月21日に名古屋で同じような「パチンコ産業の現状・将来・夢」というテーマで経営勉強会内にてパネルディスカッションを開催させていただきました。その時には、自由民主党から岩屋先生、民主党からは牧先生にご出席いただきまして、パチンコとカジノの違いを踏まえ、新しいパチンコ業法を制定することや、いわゆる換金性のある景品の問題など活発なディスカッションを進めさせていただきました。本日は前回のディスカッションを引き継いだ形で、この半年間の業界内外の環境の変化を押さえつつ、更に活発なご議論をいただきたい、ということでございます。早速パネラーの皆さん全員から自己紹介を兼ねていただきまして、本日のテーマである「パチンコ産業の現状・課題・将来」ー日本経済を活性化する産業大衆娯楽への大転換ーということにつきまして、冒頭のご発言としまして、今考えておられることを、大きな切り口で語っていただきたいと思います。それでは古賀先生、よろしくお願いいたします。

古賀：みなさんこんにちは、民主党の衆議院議員、古賀一成でございます。この壇上に座っている故は、この足掛け7・8年になりますが、民主党に娯楽産業健全育成研究会という議員連盟を作りまして、その折から幹事長を仰せつかわり、今日、会長をやらせていただいている、そのご縁が第一でございます。そういう民主党のいわゆるパチンコの新法を作ろうという動きとともに、冒頭申し上げておきますけれど、自民党的ほうでも世界の動きでカジノ新法を作らねばならんという意見があり、ともに官僚機構ともせめぎあいになると見えています。それならば立法機関として、お互い手を取り合おうではないかと、今度の総選挙が終わってどちらが与党になろうと、野党になろうとその点は実は合意して2つの法律をやろうという流れの中で、私は今日ここに座っているわけでございます。一番最初は大きい切り口で、ということでございますので忌憚無く申し上げますけれども、本当にこの半年・1年の日本、アジアそして世界の動きはびっくりするぐらい変化をいたしました。この1週間をとりましても、アジアで私に縁のある人が大統領になったり、そして、いろんな経済問題が起こる。また、今日補正予算が通って世論がどう動くか、うちの代表も突然の秘書逮捕から始まりましてどうなることやらと思いつつ替わっていきました。国際経済・世界経済・アメリカの動き、あるいはインフルエンザもそうです。本当にこれからは色々なことが激動していくんだと思います。戦後六十数年になりますが、高度経済成長、GDPのアップ、所得のアップで来ましたが、これからは10年後20年後、人口構成がどう変わり、価値観がどう変わり、若者たち・老人あるいは団塊の世代がどういう価値観で動くかということをしかりと皆さんの中で分析し、未来の姿から見て今どういうことをす

べきかを考えないと、今までの通りには絶対にいかないと思います。ある面では厳しい時代だし、新しい展開を図る時代だと思っております。後ほど詳しく述べろ、ということになると思いますが、我々は政局が許したときに、このパチンコの未来を見据えて業法を作ろうということで、もう実は衆議院法制局とも、PCSAの法律担当の皆様方とも、ずっと議論を重ねてきました。今の風適法の裁量行政の中の、場合によっては小突かれたり叩かれたり撫でられたりということではない新産業法としての、業法としての位置づけをしようという法律の大綱を大体まとめたところであります。立法作業は、業法というのは沢山ありますから、それをモデルに作れるものと思っておりますが、最大の問題は、自民・民主お互いそうでありますけれども総選挙がいつなのか、初めての2大政党の政権交代をかける選挙の中で、タイミングをいつか想定しにくいところが最大の問題であろうと私は思っております。パチンコ業について言わせていただきますと、私も学生時代しょっちゅうやっておりました。よくぞ立ったままで左手の親指を使いながら5時間も10時間もやったものだと思うくらいよく我々はやりました。やっぱりそれだけのおもしろさ、魅力があるんだと思います。でもそのままだけではいけない。私はそういう意味で今後、パチンコの遊び方、景品の交換の仕方、その商品のあり方、あるいは高齢化社会でどうやって高齢者の方が安心してやれるかというような色々な多様化を、ぜひ国民の声、ユーザーの声を聴きながら皆様が新しい商品を、法律・立法作業とは別に、やっていくという作業が皆さんに問いかけられた大変重要なテーマだろうと思っております。「漫画館」が補正予算で衆議院を通るんだと思いますけど、まあ、漫画館があるんならパチンコ館があってもいいんじゃないかと思えます。私が大学生の頃よくやったゼロ戦型のやつですとか団塊の世代から見れば結構需要喚起になるんじゃないかと思ひながら、皆さんの今後の遊びの新展開を是非議論していただきたい。立法作業にとってもそういう試みが必要だと思います。ちょっと長くなりましたけどプレゼンテーションとさせていただきます。

森：先生どうもありがとうございました。それでは自由民主党の秋元先生よろしくおねがいします。

秋元：ご紹介いただきました自由民主党の参議院の比例代表選出の秋元司でございます。このPCSAの皆さんからもご推薦いただいておりますから、まさに皆さん方の代表として今まさに参議院に送り込まれていると、そういう自負で活動させていただいている立場のひとりでございます。最初に皆さんにお詫び申し上げなくてはならないんですが、今の古賀先生のお話にございましたように、実は今、参議院が佳境でございます。この戦後最大規模といわれている補正予算を明日我々は本会議で決着をつける予定にしております。その関係上、私は議運の理事という立場をいただいております。明日の本会議立てを本当は今日の2時からやる予定でございましたけれど、急遽スライドされまして、3時45分からの理事会に來いという連絡が党のほうから入り

ましたので、冒頭に問題提起をさせていただきながら、一旦中座をさせていただきます。終わり次第また戻りますけれど、ちょっと理事会がどうなるか分かりませんので、この最初のお話をさせていただいた後に、一旦退席させていただきますことをお許しいただきたいと思います。私も想いは古賀先生と同じでございますけれども世代が違うもので私が知っているパチンコというのは一般機、いわゆる羽根物からデジタルのタイプに移り変わるときでありました。私の学生時代のパチンコのスタートというのは、今でも忘れません、ビッグシューターでありマジックカーペットといった一般機から入ったのがスタートでありまして、非常に楽しく遊べたな、というのが記憶にあります。しかし何年かして社会人としてパチンコを楽しみにやろうとすると、当然機械も高度化し、最近では液晶化が進んでいる中で、ダイナミックで迫力はあるんですけど、残念ながら手軽に簡単に遊べるかということ、投下する金額が当時の一般機よりは相当かかるな、というのが印象でございました。この間、色々な波があって、業界の皆様方の努力によりまして、今現在に至っていると思いますが、一時期、爆裂機と呼ばれてみて言ってみれば100万円も勝ってしまうということで社会的な問題になりましたけれど、そういった状態はさすがに異常な光景だったのではないかと思います。やはり、大衆の娯楽産業となるためには手軽に遊べる、このキーワードを忘れていけないと私は思っております。そういった観点から、少し産業全体の話させていただきますと、私はこのパチンコにおける産業と申しますのは日本独自の文化であって、ギャンブル、いわゆるカジノと違い長時間遊べるという素晴らしい文化を持った遊びだと思っています。しかし、残念ながら行政的な整理をすると、メーカーは経済産業省という役所が入ってもものづくりのための行政が育成している。出口であるホール、ここは警察所管となって、ただ取り締まりだけを受けている、というのが現状だと思います。産業全体を育成するというのであれば、当然入り口であるメーカーと出口であるホール、これが一体となって育成という事になってくるのだと思いますけれど、残念ながら日本の行政の整理はメーカーとホール、全く違う形になっているというのが現状で言えると思うんです。ですからこそメーカーは国が応援し、そのために政策融資等もしっかり付きながら国の恩恵も預かりながら営業活動をしているのに対し、ホールについては残念ながらそういった国のさまざまな諸制度、特に融資の面では全く受けられないという現状がある中で、これは産業全体を育成するという面から、非常にずれた観点であると私は思っております。当然ホールの皆様がいなければ、お客様を呼び込めて、そして一定の利益というものを稼げないものですから、メーカーの商品を買わなければ、当然メーカーも売上が上がっていかない。産業全体としては成り立たなくなってしまうわけで、やはり私は、ホールとメーカーを一体で考えた育成ということはこの国で改めて計っていく必要性を考えております。ですからこそ、新しいパチンコに関する業法という、または新法というものを作る必要性を強く感じてお

ります。先ほど古賀先生のお話にもありましたが、今カジノというものを日本で作ったらどうか、という事がだいぶ活況を増してまいりました。最終的にはこれは総理大臣となった人の判断なのかもしれませんが、わが自民党でもカジノ法案もどきはもう出来上がっておりまして、いつでも法制化する準備は整っていて、これはある意味民主党さんとも手を携えて一緒に出来る一つの法律の形ではないかと思っております。ただ、一般的にこれはあまり理解されていない事でありまして、やっぱりカジノとパチンコは全然違う娯楽の一つだと思っており、カジノというのはどちらかというと観光に近く、観光産業に近い位置づけであると思います。パチンコというのはやはり地域の娯楽産業だと、そういった棲み分けをする中で、法律を作るならば、別々に分けて考えていく必要性を強く感じております。そういった中で、パチンコ産業の将来性を考えた場合、今の所管の警察だけがウンヌンいうのではなく、ホールについても、チェーンストア形式を取っているホールもあるわけですから、チェーンストアという位置づけもいれて、経済産業省が産業育成をどう考えるかという観点から、行政のメスの入れるべきと強く感じているところでありまして、もう一点気になっていることは、本当にPCSAの皆さんがご努力いただいて、特にチェーンストアをやっている皆さんの集まりとして、こういった勉強会を開いていただいていることに大変敬意を表するわけですが、これまではいわゆる協同組合方式で、大手も一店舗二店舗で頑張っている中小、零細も全てひとくくりにして考えられていた時代が長くありました。実際には今でも協同組合の中に大手も入っている方も地方によってはあるようでありまして、私はこれを考えていかななくてはならないんじゃないかと思っております。大手のチェーンストアで、仮に都道府県を越えて全国規模でやる経営者の感覚と、地域の中で一店舗二店舗で業を行う方と経営的な感覚は全く違うのであろうと思っております。従業員育成から多岐に渡る様々な経営感覚、そういったものを考える中に、やはり大手と中小とは棲み分けを考えて、大手には日本経団連があり、そして中小には商工会議所等がある、そういったことがあるわけでありまして、業界の中でもそういった色分けをしながら、トータル的に産業全体をどう元気にさせるか、そういった観点の中で、行政というものを考えていく必要性を感じているところでありまして、いずれにしても、新しい法律を作るというならば、やはり業界としては一致団結をしてもらわなくてはならない、そういった必要性を強く感じます。そのときにもやはり大手は大手で目指すところはやはり上場という、そういったことも視野に入れて考える会社もあるでしょうから、一生懸命頑張っている業者に、合法的な商売であり、多くの国民から期待されている商売である、そういったお墨付きを国が与えなければ、何のために頑張っているのか、そういった自己矛盾に陥ってしまっは大変申し訳ない、という想いでありまして、国はこれまで遊びという観念の中で、ある意味ナアナアにしてきたという様相がありますけれども、これからコ

ンプライアンス重視、そういった時代になってきた以上は、法として作る側も、我々立法府が現在の流れを考え、皆さんとも相談しながら、ちゃんと業は業としてできるような法整備・コンプライアンスを目指してまいりたいと思っております。これから先、政治も色々な努力をしていかなければならない面も多分にあると思っておりますけれども、引き続きのご指導をお願いしたいと思います。こう言いながら、席を離れるのは大変残念なのですが、一旦公務に戻らせていただきますことをお詫び申し上げます。ありがとうございました。

森： どうもありがとうございました。かなり基調的なご発言をいただいたと思っております。業法の考え方に関しましては、後でたっぷり時間をとって皆様方にご発言をいただきたいと思っております。では、弁護士の三堀先生お願いします。

三堀： 皆さんこんにちは、弁護士の三堀清でございます。私の方では本日のテーマは、パチンコ産業の現状・課題・将来ということになっております。大きな切り口で語っていただきたいということで、私は一言で「健全化」という言葉で、課題と将来について語りたく思います。健全化というと非常に使い古されているような言葉なんですけれども、パチンコ屋さんの営業に関していえば不正改造等の違法行為をしない、著しく射幸性をそそる恐れのある営業をしないであるとか、低射幸性遊技機で営業するとかですね、それからグレーゾーンとされる換金の問題だとか釘の問題をきちんと明確にしていこうというようなことが語られます。ですが、私が申し上げている健全化というのはそれよりももうちょっと広い目で見えております。何を申し上げたいかというと、現在のパチンコ産業の業務、あるいは営業に関する健全化というのは今申し上げた通りなんですけれども、更に健全化されるべきものはですね、法規制のあり方自体が健全になるべきであろうという風に考えております。後でも十分に述べる機会が与えられておりますので、ここではさわりだけにしておきますが、基本的に現行の風営適正化法、風営法とか風適法とかいわれておりますけれども、これには非常に不明瞭な規制、いわゆる裁量の余地の広い規制というのがなされていて、規制のあり方自体を不健全にしている。例えばその規制対象として風俗営業者すなわちパチンコ業者の方だけが対象とされていて、例えば機械メーカーは、型式の検定等で法規制の網がかぶせられるのでありますけど、基本的には規制の対象にはなっていない。あるいは商社、販社といわれるものもこの規制の対象になっていない。このような規制のあり方自体がちょっと偏頗（へんぱ）な部分がある。こういう面も規制のあり方としては健全ではない。それからパチンコ屋さんをとりまく商慣習、具体的にいいますと機械屋さんあるいは販社がホールの皆さんに機械を入れときの抱き合わせ販売等の独禁法に違反する行為が、平然と常態化しておる状況、このようなものも不健全な状況である。このようなものも一切合財クリアーな分かりやすい基準で、規制というか法規制の網をかけていく方向でいくことが課題であろう。そしてその課題をクリアーしたところ

にこのパチンコ産業の将来があるのではないかと考えております。そういう面で今日の古賀先生、秋元先生がいずれも新しい遊技業法というかパチンコ産業のみを規制対象とした新しい立法を考えていらっしゃる、そのための準備もなさっていらっしゃるというのは非常に将来に希望が持てることだと思っております。私の方からはこのくらいにしたいと思えます。

森：どうもありがとうございました。それでは、和田先生よろしくお願ひいたします。

和田：和田でございます。私も両先生と同じように若い頃、二十年代の半ばごろでしょうか、パチンコを始めまして、かなり一生懸命やった時代がございます。その頃は親指でバネを調節しながら玉をコントロールして入れるか入れないかというのを競った時代でありました。それから後ずっと離れておりまして、また最近パチンコ・トラスティ・ボードの有識者懇談会でパチンコの勉強を始めまして、パチンコホールに行っておりますがずいぶん変わったなと思えます。非常に機械化されて良くなったなと思えますが、とっつきが悪いなという感じも思ったりしております。そこで新しいパチンコをマスターするためにパチンコについてどうやったらうまくなれるのか、どこのジャンルでもあるような上達本というのはあるのかな、と思って本屋をだいぶ探したのですが、どうもその上達本が見当たらないですね。私は囲碁もやったり将棋もやったりマージャンもやったりするのですが、そういうものには必ずノウハウもありますしノウハウを解説した本もあります。また囲碁将棋なんかはそういうものを教えてくれるプロの先生もいらっしゃる。パチンコにはどうしてそういうのが無いのかな、という事になんとなく違和感を持っております。人によりますと「和田さんそれは間違いなんだよ、パチンコに勝つためには、パチンコに行くホールを選ぶこと、それからホールがいつ玉を出すかという日を選ぶこと、それから台を選ぶこと、これがポイントなんであなたのように自分の技で挑もうなんていうのは間違いなんだ」という話もあったりして、どちらが本当なのかまだ迷っている。このように初歩であります。さて、なんでこのようなことを申し上げたかということ、私はいわば、パチンコについてはよく言えばフレッシュな、全く特別な既成観念も無い目で見えておりまして、そういう目で見るとどのように見えるかというのを申し上げたい。実は今パチンコ業が多分直面しているのは、国民の目線、あるいはプレーヤー、潜在的なプレーヤーの眼で見てどういう風に見えるかというあたりが問題で、一般的にパチンコに対する目というのは、率直に言ってあまり芳しいものではない。それは皆さんがよくご承知だと思います。そういう芳しくないところとは、一体どこら辺から来ているのかな、ということをお話してみたいな、というのが1点目であります。たぶんそれは三堀先生が言ったように健全化の問題にも関係していると思えますが、私なりに言いますと、パチンコ全体について一言でいうと素人からみた分かりやすさが足りないと思えます。一般国民からパチンコを見ると特殊な人が特殊なことをやっているんでちょ

っとわかりにくいと、何か後ろ暗いことをやっているんじゃないかと言う人すらいる。私は大部分が誤解であるということは知っておりますが、これだけ国民経済の中で貢献して、三十数兆円の売上をあげ、IT産業に貢献し、三十万の雇用をもって日本の中の重要な産業になっていながら、それに対する一般の国民の目というのはもう一つ芳しくない。これがどこら辺から来るのかというと、どうもパチンコというのは分かりにくいというのが問題になるんじゃないのかなと、この点をどうしても分かりやすくする必要があります。新しい法律を作る、非常に素晴らしい話だと思います。ぜひとも新しい法律を作って、それによってパチンコの基本的なあり方についてきちんとして規律なりを入れてですね、良くするというのはいいと思いますが、同時に業界自体としても、パチンコ業というのはもう一つ分かりにくいものを持っているんだということをしっかりと考えていただきたい。この辺は厳しいことを申し上げるようですが、そういうことを一つ胸に含んでいただきたいと思います。もっと逆に言いますと、パチンコというのはどうもある意味では監督官庁と癒着しているんじゃないか、という声もあるわけで、皆さんから言えば癒着じゃないんだと、監督官庁の方が偉いんでそれに従っているだけだ、と言われるかもしれませんが、それを突っ放して国民の側から見ますとやはり癒着なんですね。今、世の中は行政と民間というのは基本的に切り離されておまして、明確なルールでその中で競争しているというのが一般ルールであります。他の業界は全部そのようにやっているわけですが、パチンコ屋はそのようになっていないんじゃないかな、ということは要するに癒着だとなるので、そこら辺も分かりにくさになるんじゃないのかと思ったりしています。もう一つ申し上げます。私は通商産業省におりまして、業界行政を散々やってまいりました。そういう経験から比べますとやはりパチンコホールというのはちょっと違いますね。確かにパチンコの機械メーカーについては普通の通商産業行政の範疇に入っていると思いますが、ホール行政についてはそういう風になっていない。これは風適法ということで色々マイナスのハンデを負っているという面がございます。最近の中小企業のための緊急融資制度の対象になっておらず、色々陳情されているわけですけど相変わらず対象になっていない、とかですね、そういうようなマイナスの面もございますが、その原因と言うのは、一つは、パチンコのホール業者というのは一つに業界としてまとまっていないことです。ホール業者の方が、自分たちの業界は我々業界人がお互い団結して守っていくんだ、団結して一つの声を出してお役所なり政治家の方にぶつけていくんだと、現状を破っていくんだ、そういう気構えが無いんだと思います。それが欠けている業界は少し他の業界と違うと思います。どこか頼りすぎていて、まとまっていない。もう一ついいますと社会に対して発信していませんね。早い話がパチンコホール業界の状況がどうなっているかということを日経新聞で読んだことがありません。最近私はPTBに来て勉強するまでパチンコのホールメーカーの一番大きなと

ころの名前さえ知らなかった、というような状況でありまして、私が特別無知である、非常識であるというのではなくてですね、普通の色々経済をやってきた人ですら、パチンコの大手のホール業者の名前を知らない、これちょっとおかしいですよ。1兆円以上、あるいは数百億円、数千億円の売上をあげている立派な企業の名前が普通の企業人なり社会人に知られていない、これは異常だと思います。結局メッセージが発信されていないということになるかと思えます。ここら辺を直していかないとやはり問題があると思えます。これはただ単に法律を作れば良いというものではないと思えます。冒頭そろそろ時間が来ましたので終わりにしたいと思いますけれど、別途PTBで色々勉強しておりまして、新法の事も勉強しておりますが、そこら辺は牛島さんが中心になってやっておりますのでお譲りしたいと思います。

森：どうもありがとうございました。それでは牛島先生よろしくお願ひします。

牛島：牛島でございます。学校を卒業しましてから、証券界に35年くらい身をおきまして、この業界に関わる様になったのはここ5・6年です。先ほど和田先生からも色々出ましたけれども、業界としての発信をほとんど見た事が無かったので、この業界に関わるようになってからも中々そういう発信はなかったということが現実です。冒頭、古賀先生のほうから今、立法化のタイミングを探っているというお話も出ました。秋元先生からも、立法府としても努力しなければならないというお言葉をいただきまして、非常に安心しています。和田先生からもありましたけれども、この業界は業界としての発信がほとんど無い。先ほど癒着という言葉が使われましたけれども何か新しい、改革のための意見を言うことに対してこの業界は本当に躊躇している。業界としてのまとまりが無い。秋元先生の大中小、大手と中小、それから零細店舗という言葉を使わせていただきますとそういうところの違いもあるのかもしれませんが、あまりにも業界を変えていこうという発信が出来ていないところに非常に問題があるんだと思えます。禅宗の言葉に卒啄同時（そったくどうじ）という言葉があります。卵の中からひな鳥が突っついて相呼応して親鳥がその卵の殻を割って新しい生命が誕生するということです。禅宗では導師が悟りを開く寸前の弟子に対して、悟りを開く道筋をつけてやりますが、非常にタイミングが大事なわけです。従ってこの業界を変えていこうという中には、我々ホール業界も発信をしていかなければならない。それが親鳥に当たる世間が相呼応して業界を変えていく。行政もそうです。もう60年も経っておりますが、この業界は世の中に無くてもいいんだ、というのが風営法の趣旨ですよ。産業育成の観点も無い。これは秋元先生もおっしゃいましたけれど、結果として非常に大きくなってきた。30万人、周辺を入れれば50万人の雇用を確保しているわけです。毎年、大手、中小含めて定期採用をこの未曾有の危機の中でも採用を続けている。景気がどうであれ一貫して新規雇用を確保してきたわけです。この働いている方々が、この業界に働く意義というのをどこに求めているか、例えばUIゼ

ンゼン同盟にはホール企業で8社8組合、2万人以上の方がおります。この方たちにアンケートを取りますと「風俗の中にこの業界が置かれている事に対して非常に不安がある」「パチンコ屋で働いていることに対して周りに気恥ずかしい」という意見が出ます。これじゃおかしいと思います。従ってこの業界、業法を風俗から独立した新しい法律にすべきなんだと私自身思っております、当然両党にも今後、総選挙後、具体的な行動としてやっていただきたいと思っております。行政に対しても、今まで60年間も、言葉は悪いんですけど何もしなかったということに対して、今まさに国民の目線でこの業界を変えていくことが必要だろうと思っております。その結果として希望する会社の中から質量ともなった上場企業が出てくれば非常にありがたいことだと思っております。

森： どうもありがとうございました。冒頭自己紹介を兼ねていただきまして今日のテーマについての大きな切り口からのご発言をいただきました。既にもう基調的なご発言をいただいたところもございます。それでは、少し掘り下げていきたいのですが、前回の11月のパネルディスカッションを引き継いだ形で今日開催をさせていただいている、という意味から申しますと、前回のディスカッションでも、内容はともかく新しいパチンコ業法を制定しなければならない、今日も多く先生方からご発言ありましたが、新しいパチンコ業法を制定しなければならないということについては共通したご見解、一致したご見解をいただいたと思っております。この半年間の業界内外の環境変化がございましたけれども、今日もその部分を押さえつつこの議論を発展させていただけたらと存じます。そこで、前回のパネルディスカッションで出された新しい業法を制定していかなければならない、その目的・背景などにつきまして、3点に整理させていただきました。1つ目は国民の健全な国民余暇生活を向上させる上で、国民的な大衆娯楽の重要な一翼をパチンコ遊技が担っているんだという点。2つ目はカジノとパチンコの違いですけれどパチンコは全国津々浦々、隅々に店舗がございます。その中で地域における経済の活性化、または地域における就業機会・雇用の拡大に重要な役割を果たしているという点でございます。3つ目は遊技機の開発や製造を通しまして、IT技術の振興、産業の振興に大きな役割を果たしていること、この点が前回のディスカッションで話されたことではないかと思っております。今日はその点についても触れていただきながら、国会議員の先生方を中心ということ考えていたのですが、秋元先生が中座されましたが、古賀先生からその点について民主党の中の議論の中身にも触れていただき、ご発言いただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

古賀： ふたたびマイクを持たせていただきます。前回は名古屋で開催されたと聞いております。前回と違うのは、その後、立法作業ということで衆議院法制局と具体的な法案の詰めというものを議論してきました。先ほど申しましたようにどうやって違法性を

阻却するかとか、いろいろな事を考えておりました。今の段階では皆さんのご意見もあろうかと思えます。党内でもそこまでまだ全体の会議では詰めておりませんが、いわゆる遊技業法という、新しい、経済産業省も絡む形での業法を作るところからスタートしようということで法案大綱は出来ております。これは法案としてそう大部（たいぶ：書物などの冊数や巻数の多いこと）の法案になるわけではございませんし、私自身役人時代、法律は沢山作っておりましたので、その気になればもう今国会中にでもですね、大綱として条文までまとめることはできると思っております。それで、今までのお話を総合して2点申し上げたいんですけれど、1つは60年風適法の範疇で来て官僚内閣制とか官治国家とか言われながら本当に国会が法律を作れるのかなという疑問がひとつ皆さんにあるかもしれません。私も本当にこの10年といひますか、昔に比べて国会も立法機関として、本当に立法能力を高めたなど最近つくづく思えます。ほんのこの数週間の話でも、私はある分野の法律の立法を担当しておりました、これももう法案を作りました。で、皆様関心があるかどうか分かりませんが、消費者庁という役所を作ろうと、これも内閣が出した案に対しまして、もちろん自民党は応援しているわけですが、民主党が対案を出しましてずーっと修正協議をし、野党のご意見の方が立派だということで、実は衆議院は両党で官僚ではなく政治が修正をして、自民党と民主党が一致しまして、今参議院に送っているんですね。また、遺骨収集という六十数年前の古い話なんですけどもその法律を作った。消費者庁も与野党合意をして前向きの修正をしたと。今、国土交通委員会にまさにかかっている法律がタクシーの問題であります。2002年に規制緩和で台車制限が無くなり需給調整規定が無くなり行き過ぎた規制緩和となりました。これを実は政府案に対しまして、2本の法律を我々民主党が作ったんです。国土交通省から見てもこっちの方が立派じゃないかと、自民党も本音としてはこっちの方が立派じゃないかというところまで来て、おそらく来週に採決になると思えます。どうなるかまだ分かりません。あんまり民主党にポイントをとらせたくないという話もあります。けれどもここまで来てですね。一方、役所は今、本当に元気が無い。政治がそういう状況なので自民・民主、あるいはもっと入れてもいいんですけど、やろうとおもえば、今の元気の無い行政機関、役所、そして希に見る団結で、いわゆる法律マターまで踏み込んだ修正案を政党、我々政治家ができるという状況が次々に来ておりますので、これはできると思っております。そこで、いつやってくれるんだ、という話になります。実はこの4年の政治の混迷、とりわけ小選挙区制度において民主党もおかげさまで2大政党の一角、政権を担える選択肢に入ってきました。今国会は6月3日に終わります。おそらく延長になるでしょう。解散モードがあと2週間もすれば燃え盛ってくる状況で、正直申しまして我々命を掛けた戦いというものを両党でするわけです。選挙が終わって落ち着くかという、それも民主党が政権をとればこれは大変だし、また両党とも大変な時期

になります。しかし、法案を作っておけば、あるポイントかもしれませんが、瞬時かもしれませんが、ある時にそのタイミングが私は必ず来るんだろうと思います。そのために、法案として用意しておきます。我々責任もって両党一致していますのでやりますが、皆さん方をお願いしたいのは、先ほどの発信、そして僕が冒頭申し上げましたような、国民的な大衆娯楽という位置づけが一番やっぱり柱になる。国民の皆様はパチンコやったこと無い人もいて、「ギャンブルだろう」と、「日射病でお孫ちゃんが死んだな」と、脱税だなんだのと、いろんな悪いイメージがあるんですよ。そこでみなさんには発信していただきたいと思います。ゲーム機そのものかもしれませんがパチンコの遊び方、楽しいメニュー、ホールのあり方、換金もそう、コーヒーを飲むのもそう、あそこはひとつのサロンだと、寄ったら楽しいところだと、いっぺんには替えられないかもしれないけど、やっぱり発信をしていただきたいと思うんです。後は、今度の法案はモデレートというか、おとなしいというよりも穏健というか、出だしは穏健な法案なんです。それはなぜかというと、田舎の小ホール、チェーンストア、色々な利害がある。それが2つ3つに異論が分かると我々立法府としては大変やりにくい話になるので、まずは土台となる法律を作ろうというところがスタートじゃないかと思っております。これは今後、色々皆さんの団体と「もう一步踏み込めないか」とか、そういう議論しながら法案にしていきたいと思っております。それで最後になりますが、実はこの、皆さんのパチンコホールと全く同じ問題が実はあったんです。何かといいますと「ダンスホール」なんです。これは戦後、いろいろなところに生まれましたけど、これは実は風適法の対象でずーっときたんです。ところが私が地方行政委員会の筆頭理事をやっているときにある熱心な国会議員がいて、「これを風適法から外してほしい」という話がありました。結果として全部ではありませんが、風適法から所管を変える改正をいたしました。警察庁はさほど抵抗されませんでした。どういう理屈かというと、将来、社交ダンスはオリンピックの種目になるだろうということです。業界内で色々もめていた気もするんですが、警察庁所管ではオリンピック種目にならないという理屈を立てました。我々も、ダンスホールが風適法で、社交ダンスは所管官庁が取り締まるだけで、主務官庁が警察というのはおかしいという論理の中からその道を開きました。そういう新しい時代に向けての理屈も色々考えるべきであろうと思うんです。それでひとつ皆さんにご理解いただきたいのは、この新しい業法ができるのを機に、何らかの形で社会貢献、売上のほんの一部でも「我々は社会貢献をするんだ！」というメニューがあれば、是非作ってもらいたい。皆さんのコンセンサスを得たい、それはものすごくイメージを変える。「パチンコは娯楽産業で、基金で（どれくらいの規模は別として）社会貢献をするんだ」というのは先ほどより問題になっております業界の発信としては大変いい機会になると思っております。新しい法案にはとりあえずは依存症対策の実施というか、一番おとなしいところなんで

すけれどもこれは入れたいなと思っております。それで、新法案では経済産業省の産業として、軽い規制ではありますけれども、届出ということで産業として育成する突破口を開こうという構成になっております。さらに雇用の確保、IT産業の育成・発展というものを法律の条文の目的に入れまして、突破口を開こうと思っております。そう煩雑怪奇な法案ではないんでこれは自民・民主のあるいは国会の団結があれば通りうるものと、戦えると私は思っております。お答えになったかどうかわかりませんが、以上でマイクを置きたいと思えます。

森：ありがとうございます。秋元先生は中座されましたが、先ほどの冒頭の部分で業法についてこういうことをおっしゃられていたと思えます。「新しい業法というのはホールとメーカーが一体になった産業育成の法律である必要があるのではないか。」そのところを強調されていたのではないかとと思えます。先ほど三堀先生も、現在の現行の業法がメーカー・販社を規制の対象にしていけないという部分について問題であるというご指摘もいただきました。ここで秋元先生にご発言いただく予定ではございましたが出来かねますので、3人のパネラーの先生方から順にそれぞれのご専門分野に即した形のご発言をお願いしたいと思います。では、三堀先生からは法律のご専門という立場からご意見を申し上げます。

三堀：改めまして三堀の方から発言させていただきます。まず、風適法というのは昭和23年に制定された風俗営業取締法、その後風俗営業等取締法と改正されたものが昭和59年、1984年に改正されて現在の風適法という名称になったものでございますが、その最初の制定の段階でどういう業態を対象にしていたか、ということが私の問題提起の出発点です。どういう業態をやっていたかということ、いわゆる三業といわれた「芸者置屋」「待合」「料亭」のうち「待合」と「料亭」をまず対象にした。それから、「キャバレー」「ダンスホール」という、いわゆる女性を置いて接待する業態が対象にされた。それから不良のたまり場といわれた「玉突き場」これを対象としていた。昭和当時どういう状況だったかということ、いわゆる日本が昭和20年に敗戦を迎えて、アメリカ軍を中心とする進駐軍が日本に進駐してきたわけですけど、その中で日本では売春が横行していた。これに対するひとつの取り締まり手段として風適法が位置づけられたという経緯があると聞き及んでおります。そのような中に昭和29年、1954年にパチンコ屋さんが規制対象にされた。まあ言ってみれば既にあるものに、歓楽街・盛り場にあるということでパチンコ屋さんというのは無理やりというか入れられてしまった。それだけでも乱暴なわけですけど、このような経緯というのは現在も反映しております。風適法では風俗営業、これは許可営業ですけどもこれが1号から8号まで8業種あるわけですけど、それと並んで性風俗関連特殊営業もいろいろパターンがあるんですけども盛り込まれて、非常に広範に過ぎる状態です。客層や業務形態・営業形態が全く違うものの中にパチンコ屋さんが押し込まれてしまってい

るとのが、まず第一の問題点でございます。このように多様な業種、主にはいわゆる性風俗関連特殊営業のようなものが対象になって、これは届出制なんですけれど、その中に許可制のパチンコ屋さんが入っている。これはまあ、それだけで常識的には不自然であると、まあ、要するに風適法というのは盛り込みすぎなんですね。ですから盛り込みすぎであるがゆえに、非常に規制が行き届かない、あるいは不明朗になってしまっているというのがひとつ挙げられると思います。第2点目といたしまして、規制の仕方ですが、これが著しく射幸心をそそるおそれがあるとかですね、善良な風俗および清浄な風俗環境を害するとかですね、青少年の健全育成に障害を及ぼす、とかいうような非常に抽象的な文言で規制がなされているという点がまた問題である。規制の基準が不明朗であると当然裁量の幅が多いということで、先ほど和田先生がおっしゃっていましたが、裁量の幅が多いということは、外から見て癒着が疑われる。警察と業者の癒着が疑われる。それはまあ、癒着しているかいないかは別といたしまして、癒着しているように見えるというだけで不健全である。これはひとつ、業界が透明性に欠けるということの端的な例であると思いますが、このような癒着が外から見ると疑われるという状況にあることは、パチンコ業界にとって不幸であるとともに、手心を加えているのではないか、あるいは言い方は悪いですけど、袖の下を貰っているのではないかと、警察のほうも社会に見られてしまう。警察にとっても不幸なことだと見ざるを得ません。このような状況をまず是正するために分かりやすい規制というのが必要だと思います。それからもう一つ、分かりやすい規制というものの他に、不明朗な部分、不明朗というかグレーな部分ですね。この点もグレーな部分が全くななくなってしまうとどうなのか、という議論もあるわけですけども、このような部分も是正されるべきであろう、と考えております。それから、先ほど古賀先生もおっしゃっていましたが、あるいは森さんもおっしゃっていましたが、パチンコは、元々風俗営業取締法の頃から、街にある個々のお店を取り締まるという発想から出来上がっている法律ですから、パチンコの場合、機械メーカーというのはそもそも規制の対象になっていない。これがまた一つ問題だと思います。例えば平成15年に爆裂機の検定取り消しという問題がありましたけれど、あれは検定という制度がありながらそれをかいくぐるようなことをメーカーがやったのであという事態になったと私は理解しております。メーカーは検定というところで風適法に関わってきますけれど、これはやはりそもそも直説法の対象になっていないということが問題だと思います。それから、さらに販社であるとかそういうところも法の適用対象となっていない。そういうところが問題だと思っております。まあ先ほど古賀先生が、現在準備している法案というのは現行の法律とあまり変わらない形の規制で、言ってみれば穏当というか、革新的ではない、現行の規制がそのままスライドする形で、新しい法律を作るとおっしゃっていましたが、新しい独立の法律を作っていた上で、パチン

この営業実態に即した明瞭で分かりやすい法規制というものを、徐々に現状に合わせた修正を加えていくことになるんだろうと思いますけど、独立の新しい新法を作っていただくという点は価値があると思います。雑駁な話になってしまいましたけれども、基本的には、私としては、現行法は盛り込みすぎで規制対象が多岐に及びすぎるから分かりにくくなっている。だからこれを是正すべきである。それから現行の法律は非常に曖昧な抽象的な文言で規制を加えている。これを将来的には是正すべきである、ということが基本にあって、更にいうと、現行では例えば不正改造をしてもパチンコのホールの方が風適法でやられて、そのような機械を売ったあるいは改造部品を売った販社であるとか、あるいはメーカーが関与している場合があるとして、そのようなメーカーはあくまでもホールの共犯者、いわゆる従犯として処罰されるだけに過ぎない、これはまあ言ってみればいびつな形と見ざるを得ません。このような形を改める必要があると思っております。以上です。

森： どうもありがとうございます。それでは和田先生、ご専門の分野からご発言をお願いします。

和田： 冒頭申しましたように法律を作る以上は、何を法律で規制すべきか、それから行政のほうで受け止めて行える裁量の範囲をどうするのか、それから裁量する場合の基準を明確にして、誰でもわかりやすいようにする、ということが必要だと思います。ちょっと外れるようですが一つ申し上げたい。今、他の行政では行政自体が非常に明瞭で分かりやすくなっている。ひとつは今から6・7年前に行政指導手続法というのが出来まして、役所が行政指導をするときには必ず文書で、根拠を明らかにして命令しなければいけない。それ以外には一切行政指導をしてはいけないということが法律で決まりました。従ってそれまで、大蔵省、経済産業省、いわゆる高等行政というのを盛んにやっております、一部そのために護送船団等言われましたけども、それ以降は行政指導ということすることはある意味で難しくなったという一面がございます。全部文章で書いて証拠を残すようにしなくてはならない、ということでやっておりますが、どうもパチンコのこの業界については行政指導が必ず文章で出されて、根拠明瞭にするという慣行はないんじゃないのかなど。無いと決め付けるだけの知識はありませんが、無いやに見えますんでこれはどうなっているかというのが1点です。それからもう一つは行政情報公開法という大変な法律が出来まして、私も役人をやっているからよく知っているんですが、私の後輩の連中が散々嘆かれた法律ですが、お役所の持っている行政情報は全て請求によって公開、公開というのは全てその人に出さなきゃいかんという法律がありまして、私も民間におりましてずいぶん行政情報公開法で情報を取りました。ですから役所としてはうっかりした情報を預かるとその情報を全部出さなきゃいけないということで、お役所の一部では自分たちのもっている情報を破棄すると、持っているとは出さなければいけませんから、持っていないと出

さないで済むということで、具合の悪い情報はドンドン破って捨てるということすら行われている。昔、役所同士で覚書というのを作りまして、まあ、私は経済産業省にいたのですが、「この予算は今年は調査費で我慢してくれと、来年から本予算をつけるからね」と大蔵省が言うと、「分かった」ということで出すとかですね。色々、行政庁同士のやりとりを文章にして残したもんですが、そういうことが出来なくなった。そういう事をしますと、直ちに行政情報公開法で出さなきゃいけないになってしまう。事に行政情報公開法というのは、ここにおられる野党ではございませんが、非常にその情報が好きな野党の方がおられまして、そういう方からいろいろ要求されるということがありまして、ドンドン出さなきゃいけないということで、役所の中がガラス張りになったということがあります。最初に申しましたように手続法によって全部文章で書かなきゃいけない。そして役所の持っている情報は全部ガラス張りになっておりまして、役所は昔と一変しているわけですね。役所と民間との関係は180度変わったと言ってもいい。そんなような情勢になっているくらいです。そういった中で、法律の規則というのは非常に厳密に決めてコンプライアンスを守っていくと世の中変わっていくわけですが、どうもパチンコ業界というのは一昔前の、あるいは二昔前のお役所と民間との関係がまだ行われている。少なくとも隅の方では行われているのではないかと見えたりしまして、そこら辺をきれいにしていくというのも、今度新しく法律を作る一つの目的ではないかと思っております。それから、司会の方がカジノとパチンコは違うという点に触れるということですので、その点に触れますと、確かにカジノは本格的なギャンブル、賭博だと思います。これは間違いない。従ってそれにふさわしいしっかりした規律、しっかりしたルールと、かなり厳格に、多分特定の人にそのライセンスは与えるようになるんじゃないかと思っております。これはむしろ古賀先生にお聞きしたいことですが、多分そうなるんじゃないかと、カジノを若干勉強しつつある者として想像しているわけですが、パチンコは全く違って国民のささやかな娯楽であると。しかもこれまで長い期間を経て日本国民が育ててきた、そういう娯楽でありますから、確かに賭博といえば賭博、あるいは賭博に隣接しているといえば隣接している。そういうものだと思いますが、それに関する規律のあり方というのはおのずから非常に違う。古賀先生から非常に深いお話があって拝聴したわけでございますけど、そういうことだと思います。ただし、共通の部分もあると思います。共通の部分は何かということ、やはり賭博でありますので、どうしてものめり込み性といいますか、それに依存する人が出てくる。私も世界中のカジノの法律をざっと読んだのですが、どこの国の法律でも、のめり込み対策がありまして、カジノ依存症が発生しないように、あるタイプの人にはカジノ場に入出入りを認めない。それから依存症が発生すると、カジノの業者はそれを治すように色々救済の手を差し伸べる、そういうことやらせている、という実態がございます。これは、カジノの法律が出来れば必ずそうなると思います。

さて、パチンコでそういう依存症が無いのかというのが問題になるわけですが、色々本を読みましたところ、多重債務者の4分の1がパチンコで多重債務になった。それから日本にも依存症救済協会というのがございますが、そこでも25%がパチンコでなったというのがございまして、それは少し古いデータですので、最近1円パチンコやそういうことで努力されていますんで少なくなっているという気もしますが、やはり率直に言ってヘビーユーザーさんを中心にしてのめり込みの人が出てきているんじゃないかと思っておりますので、どこかできちんとやらなきゃいけないと思います。これは、業界の方が自主規制で極端なヘビーユーザー、重症者を入れないとお決めになるのも手だし、法律で決めるのも一手かなと思っております。いずれにしてもヘビーユーザーはそういう問題があるんだと、こんな苦いことを高い壇上の方から言うのはやや恐縮しておりますが、現実にそうありますし、これからカジノの方は法律で持って出来る段階では必ずのめり込み対策はどうなるんだと論ぜられて、それに対して法律の中に書かれることになることは私は確信しておりますので、それとの横並びで言いますと、パチンコはカジノとは違うと言いながらも、やはりのめり込み対策というものについては問題があるんじゃないかと指摘させていただきたい。最後に遊技機の開発・振興について述べよということでございます。私の感想を言いますと、三堀先生はいいポイントをついておられると思います。機械メーカーさんもやはりホール業者さんと同じように、これについては律せられるべきだと思います。以前シャープという機械メーカーにいたわけですけど、その経験からしましても今は品質管理というものが非常に行き届いておりますので、不正がされる、機械がスペック通りに動かないということはないんです。作ったまま、その通りに動くように出来ておりますので、その点は機械メーカーの方にホール業者から厳しくご要求になるのは当然だというのが1点目です。2点目は率直に言ってホール業者さんと機械メーカーさんとは力関係から見まして機械メーカーさんがはるかに強くてホール業者が非常に弱い。原因についてはいろんなことがあるようですが、いずれにしましてもそういう実態がありますので、これからはもっとホール業者さんは力を持って機械メーカーさんと緊張のある均衡関係、そういうものを作られることが重要であります。単に一体となってやるというのは、言葉は美しいんですけど、ホール業者さんのほうから機械メーカーさんに「これをやってくれよ」ときちんと要求して、ホール業者さんと機械メーカーさんがある程度力の均衡を回復するという過程がどうしても必要なんじゃないかなと思います。具体的には二つ三つ申し上げることもございますが、時間が来ましたのでこのくらいにしておきます。

森： どうもありがとうございました。それでは最後、牛島先生のほうからご発言をお願いします。先ほどのPCSAの定時社員総会では消費税の問題等についてもご提言いただいたようですが、その点についても触れていただければと存じます。

牛島：少しPTBの話をしていただきます。パチンコトラスティーボードというものを3年前に作り3年間活動しておりまして、メッセージを2回発信いたしました。国民の目線で見るとこのホール業界を透明性の高いものにしていこう、そのためにどうしたらいいのかという事を、先々の事も含めまして色々な発信をしております。先ほど風俗の関係から独立したい、専業法をつくるべきであるとか、そういう観点からも発信しております。それから射幸性の問題、先ほど和田先生・三堀先生から出ましたが、メーカーを川上と言うのなら、川上・川中・川下の関係が全く整理されていない。独禁法だとか製造物責任法だとか全く一般の商取引の範疇から、メーカーとホールの関係は整理できない。非常に力関係が悪い、要するに弱い立場におかれている。こういうことは当然、いろいろな意味で法律の問題もあるんだろうと思います。また、そういうことを放置してきたということも、どこの責任かは明確ではないと思いますが、主務官庁の問題もあるんじゃないかなと思います。それから古賀先生のほうから色々な法律を改正するとか、そういうタイミングの際には社会貢献のスキームを考えるべきではないかというお話がありました。この業界の最大の社会貢献は雇用を確保していることです。30万人、関連入れて50万人をこれだけ戦後60年、延々と雇用してきたという非常に大きな社会貢献をしてきたんだと、これは胸を張って言うべきだと思います。ただ、新しい法律を作るときに産業規模に見合ったなにかしらの社会貢献を、スキーム、制度的に何らかの工夫をしていくということも、この業界の立場としても必要ではないか思います。PTBでは先の問題として、換金を合法化することも考えております。パチンコで少し勝ったときに、もちろんいろんなパターンがありますね、貯玉をして再プレーをするだとか、一般景品を貰っていくこともあります。現実的にはまだまだ特殊景品を通じて換金をしていくことがあります。こういうものについてある種不明瞭な取扱を受け、それで消費者、利用者が面食らいます。そういう事により結果として色々と社会的に見た風評被害があるわけで、それを今まで放置してきているというのは問題なんだろうと思います。こういった行為をそのまま認知することによって何とか合法か出来ないかということで、パチンコ・トラスティ・ボードが発信したメッセージの中に、換金を合法化するような仕組みをつくるのはどうだろうか、というものがあります。ただ合法化してくれと言っても国民の目線から見たときに理解しがたいということであれば、この産業規模に応じた社会貢献料として1%程度という比率を使わせていただきました。実はこの産業で一番問題なのは産業統計が無いということです。確かに警察庁からは年末の店舗数、それからパチンコ台数、スロットの台数、もちろんその他の遊技機の台数、店舗数も発表されていますけれども、この業界で正式に産業統計として何人働いていて、いくら売上があって、利用者がどのくらいなのかというのは全然ないわけですね。PCSAで加盟社から具体的な数字をあげて推計統計を取りました。そうすると、いろいろなところが発表して

いる数字とかなり誤差がありました。例えば売上について落ち込んでいるという統計を出した所もありましたが、現実に推計統計をしますと34兆円の売上があったり、ダイコクさんなんかでも自分のホールコンピューターと日本ゲームカードの発行残高をデータベースにしますと、32~33兆円あると、こういう答えをおっしゃっているところもあります。そういう事で仮に30兆円くらいの売上があるなら、換金がおそらく25兆円ぐらいあるのではないかと、これはもちろん推計です。推量に近いですね。そういう中で例えば1%、2500億円をホールが所在する地方に対して換金するときにお客さんが払っていただくと、それを制度的に社会貢献料として地方に落とすような仕組みを考えたらどうか、という事をPTBの中から提言しております。そういう中で、出来るだけ業界としての発信、もちろんパチンコトラスティーボードはPCSAのメンバーだけではなくて、マルハンさんもピーアークさんもその他のところも入っておりますので、ぜひ多数の方が業界としての発信をする姿勢というものを考えなくては非常に問題があるのではないかと考えております。それから消費税の話ということなんですけども、ちょうど1989年に消費税が導入されたときに3%から始まって現在5%になっています。古賀先生がいらっしゃいますけれど、いずれにせよ、4、5年先なのかどうなのか分かりませんが、色々目的税化されて、消費税は引き上げられるでしょう。サービスの対価によってこの業は何%ということになるかもしれません。今はこのホール業界は5%の内税として玉貸し代から取っています。ざっと考えますと、粗利の5%は消費税として納めています。このまま、もし何にも発信しないで税率だけ上げられていけば、売上は減少してキャッシュフローは非常に下がっていく中で、ホールの置かれた色々な問題が出てくると思うんですね。もちろん税の問題については、今言った風営法の問題とは全く関係がありません。しかし、この業界を将来にわたって、もちろん国民のためにも有用な産業として残すためにはいろんな発信をしていかなければならない。それがまとまった発信が中々出ていないということが非常に情けない。そういう意味では、消費税の問題についても、ほんとに消費税ってかかっているのか早めに発信していく必要があります。お金がくるくる回り、場合によっては賞品も取っていきます。そういう中で同じように消費税がかかるというのはちょっと考えてもおかしいのかなと思います。従って消費税なのかどうなのか考える必要があります。今後カジノという話がいずれ出てくると思います。カジノについて消費税がかかるのかかからないのか今の段階ではなんとも言えませんけれども、そういうことを含めて、やはり税の問題はこの業界の将来にとっても非常に大きいということで、早め早めに発信していく必要がある。これは一つの例でございますけれども、この業界としての発信を様々な角度から引き続きやるべきだろうと考えております。それから射幸性についてですが、私はパチンコもスロットも結構お金も使ってやりますけど、とにかくもう少し遊べる機械を望みます。とにかく売

らんがために色々テレビCMを出しています。昔はですね、あまりこういうことは言う事ではないんですけど、消費者金融がものすごくテレビCMを打ちました。ここ1、2年はパチンコの機械メーカーさんが大量にCMを出しています。しかしホールのお客さんはその結果非常に疲弊してしまう。将来にわたってこの国民に有用な役割をしているパチンコというものを、本気で考えていくことが本当に必要だと思います。

森： どうもありがとうございます。3人の先生方からのお話、それからその前の古賀先生、秋元先生のお話の中から新しい業法の方向性みたいなものが、少し出てきた気がします。新しい業法としては現在の風適法からパチンコ営業の部分を取り出した、単独、独立の立法である必要がある。2つ目はホールとメーカーが一体となった産業育成の法である。パチンコ業、遊技業全体に適用されるようなそういう産業育成法である必要がある。3つ目は社会貢献ないし、不正改造の防止とか、そういう社会全体に開かれたそういう法律である必要がある。そういうことが大体共通点という形で出されてきたのではないのでしょうか。また、主管官庁の問題もある。また、現状に合わせた改正を一つ一つ行っていく必要がある。そういうこともおっしゃられたと思います。さて、ここからという所なんですけど、あっという間に80分ほど過ぎてしまいました。そこで最後のまとめという事で古賀先生にお願いしたいと思います。PCSAは皆さんご存知のように設立の当初から新しいパチンコ業法の制定という事をその目的のひとつに掲げてまいりました。この数年間にわたってPCSA内部で、法律問題研究会をはじめいろいろな研究を進めてまいりました。今日古賀先生のご発言の中に、衆議院の法制局に法案のご相談を既にされている、というお話がございました。にわかには現実味を帯びてきたのかな、という風に思いました。そういう意味で、古賀先生から、最後に、業法の制定の見通しということも含めて、パチンコ業界全体の改革の展望について、まとめ、結句的なご発言をいただければありがたいのですが。よろしくおねがいします。

古賀： 時間も越えていますので簡潔に申し上げますが、パチンコが誕生して社会に根付いてざっと60年だと思うんですが、しかしこの間、全国的に見ても、地元的に見ても消えていった産業は沢山あるんです。私の地元でも石炭産業というものがありません。戦後は国立大学、東大を含めてトップクラスは全部石炭産業に行ったんです。もう10年前に石炭産業そのものが無くなって全部優秀な人たちもおじいちゃんになってふるさとへ戻っていった。まあ、繊維産業から沢山の産業が時代の変化、日本が豊かになったために、もちろん為替レートが変わったとかで消えていったものがあるんですね。もちろん、人口減、高齢化、本当に沢山の課題がありますが、さりながら三十兆円台の産業を維持していると、それは根底にもものすごい、大衆娯楽としてのニーズがあると思うんです。従いまして私どもは、皆さんのためというより、一つは裁量行政、官僚行政の突破口にする最大のモデルであると、だから一致しようという新しいパラ

タイムに与野党協力してやろうと思います。パチンコにはニーズはある、しかもこれだけの存在である以上、我々も頑張りますけれども、先ほども言いましたけれど、なんでこの厳しい時代にもっと厳しい産業も、教育問題も年金問題もあるじゃないかと、必ずそういう反応はマスコミから出てくるのではないかと我々政治家は心配します。だから皆様方が、大衆娯楽として、こういう新しい仕組みで、こういう挑戦も、あるいは発信もする、そして我々が立法を受け持つ。我々は選挙民の審判を受けるものですから、私も地元で言われることがあるんですよ。先ほどのお話で色々ありましたような、発信、改革、新メニューの提言。楽しいイメージで、楽しくさわやかに、そしていろんなバリエーションがある、「いいじゃないかこのパチンコは、楽しいぞ」というところは、是非我々の立法の背景として、業界としてのご努力をお願いします。これだけ皆さんと議論してきました、ここまでよく来たなと思います。PCSAの発会式から私は出ておりますけど、それを議論してきた以上、政治家としても政党としても、この1年うちには政局が一番問題ですが、選挙が終り、一つの新しい秩序が出来たときには、まあ今度の秋の臨時国会か来年の通常国会かは別として、チャレンジを、立法化への挑戦をほぼほぼ出してやっていきたいと思いますので、今申し上げたこと、皆さんもぜひ受け止めていただきたいと、かように思います。以上です。

森： どうもありがとうございました。先生からチャレンジというお話がありました。PCSAはこの間、業界の改革の旗振り役を果たそうと、設立当初から色々な活動を進めてまいりました。その際に必要なのは国民大衆の目線ということでございます。PCSAは国民大衆の目線からこの業界の改革の旗振り役を今後とも果たしていきたいという風に考えております。今日のこのテーマにつきましてもまた機会を見つけまして、このようなディスカッションをやっていきたいという風に思っておりますので、よろしく申し上げます。今日はあっという間に時間が過ぎてしまいました。先生方どうもありがとうございました。今日のディスカッションをこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上